

社会福祉法人 SKY かわさき
虐待防止のための指針

1.虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- (1)身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- (2)性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること
- (3)心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4)放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- (5)経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること

2.虐待防止のための体制

- (1)当法人では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組織します。なお、本委員会の運営責任者（委員長）は当法人の主任の中から選任し、その他の委員は法人内の主任会にて構成されます。
- (2)虐待防止委員会は身体拘束適正化検討委員会と一体的に行う場合があります。
- (3)会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- (4)虐待防止委員会は、原則月に1回開催します。
- (5)虐待防止委員会では、次のような内容について協議するものとします。
 - ①虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
 - ②虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3.虐待防止のための職員研修

- (1)研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2)研修は年1回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。
- (3)研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

4.虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1)利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。
- (2)事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。
- (3)事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。
- (4)必要に応じて、事実を公表し、関係機関等に説明を行います。
- (5)虐待が発生した場合の対応については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省社会・援護局）」等を参考に対応します。

5.虐待等発生時の対応

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行います。

7.虐待等に係る苦情解決方法

- (1)虐待等の苦情相談については、虐待防止担当者は受け付けた内容を虐待防止責任者に報告します。
- (2)苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- (3)相談受付後の対応は、「4.虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。
- (4)対応の結果は相談者にも報告することとします。

8.利用者等に対する当該指針の閲覧

当該指針は、ホームページに掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

9.その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「3.虐待防止のための職員研修」に定める研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則 この指針は令和 5 年 2 月 14 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。